

平成22年9月7日

保護者様

和気町立和気小学校長 山崎 弘子
和気町立和気幼稚園長 山本 清美

警報発令時の園児・児童の安全確保について（訂正）

平素から幼稚園・小学校の教育にご理解ご協力をいただき感謝いたしております。さて、標記の件につきましては、1学期に文書をもってご確認いただいたところですが、気象庁からのすべての気象警報・注意報が原則として個別の市町村を対象として発表されるようになったことに伴い、下記のように訂正いたします。お手数ですが、前回配布の文書に差し替えて、本案内の保存をお願いします。

幼稚園・小学校では下記のように、**気象情報で「警報」が「和気町」に発令されるような場合**、児童の安全確保のため臨時の処置をとります。ご承知の上ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 登校前、次の警報が単独または複合で「和気町」に発令されているとき

「暴風警報」 「大雨警報」 「洪水警報」
冬季、 「暴風雪警報」 「大雪警報」

午前7時の時点で「和気町」に警報発令中は**臨時休園・休校**。

2 登校後、警報が「和気町」に発令されたとき

- (1) ますます激しくなり、長引くと予想されるとき
原則として早期降園・下校。
- (2) 比較的早い解除が予想されるとき
原則として解除後降園・下校。
- (3) その他、状況を十分に判断して、安全確保に努める。

※ **早期下校の際、児童クラブの児童は、学校で待機しています。**
できるだけ早くお迎えをお願いします。

※ 放送局によっては、東備地域の一部（例えば、備前市と赤磐市だけ）に発令されている時に、「東備地域」と報道する場合があります。「東備地域」と報道された時は、他の放送局等で和気町に発令されているかどうかを、必ずご確認をお願いします。

※ よく見える場所にはっておいてください。

※ 気象情報をテレビやラジオで、早めに見たり聞いたりしてください。
インターネットでも情報がつかめます。